

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、宇陀市長から次のとおり公共測量を終了したについて通知がありました。

平成二十八年十月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 公共測量（総合計画）

二 測量の地域 宇陀市

三 測量の終了年月日 平成二十八年三月三十一日